

○技能検定員資格者証の再交付

(第 8 条第 1 項)

審査基準

平成 23 年 3 月 9 日作成

法令名	技能検定員審査等に関する規則
根拠条項	第 8 条第 1 項
処分の概要	技能検定員資格者証の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
審査基準	
標準処理期間	4 日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係
決裁区分等	交通部運転免許課長